

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和6年4月12日

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 畑 田 響

同 後 藤 哲 朗

## 記

### 令和5年度出資団体監査

#### 1 決算公告の未実施について〔駿府楽市（産業振興課）〕

##### 【指摘事項】

会社法第440条によれば、株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならないとされており、また、駿府楽市の定款第4条によれば、当会社の公告は官報に掲載するとされているが、決算公告を行っていなかった。

##### 【措置の状況】

決算公告を行っていなかった原因は、会社法の理解が十分でなかったことによるものです。

団体に対して、社内での周知と法令遵守について指導したところ、令和5年度については令和5年10月18日の官報に記載し適正に処理されたとの報告を受け、その内容を確認しました。

#### 2 貸借対照表の負債の部の区分の誤りについて〔駿府楽市（産業振興課）〕

##### 【指摘事項】

会社計算規則第75条によれば、1年以内に使用されないと認められる引当金は貸借対照表の固定負債に区分するものとされているが、貸借対照表を確認したところ、預り金のうち、

固定負債として計上すべき転籍元企業から引き継いだ退職給付引当金相当額2,153,400円分が、流動負債に計上されていた。

**【措置の状況】**

固定負債として計上すべき転籍元企業から引き継いだ退職給付引当金相当額が、流動負債に計上されていた原因は、会計処理の科目について認識が不足していたことによるものです。

団体に対して、これを改めるよう指導したところ、令和5年度12月第3四半期決算にて、貸借対照表の流動負債・預り金から固定負債・退職給付引当金に変更計上を行い適正に処理された報告を受け、その内容を確認しました。

3 退職給付引当金計上額の合理性について〔駿府楽市（産業振興課）〕

**【指摘事項】**

駿府楽市の退職給付引当金は、財務諸表に対する個別注記表に、「当期末における退職給与債務に基づき、期末に発生していると認められる額を年度末に計上しております。」と記載され、退職金支給規程第5条に規定された「基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じた金額」を期末要支給額として算出している。

この場合、本来は期末要支給額から特定退職金共済の積立金（転籍元企業から引き継いだ退職給付引当相当額を含む。）を除いた金額を引当金として計上することとなるが、駿府楽市はこの金額より約445万円多く引当金を計上していた。

その理由を駿府楽市に確認したところ、退職金支給規程第6条に規定された加給分を想定して算出しているためとのことであったが、職員ごとに異なる加給額及び加給率について、明確な算出根拠はなく、任意の数字が計上されているにすぎないことから、当該引当金は合理的に算出されているとは認められなかった。

**【措置の状況】**

駿府楽市の退職給付引当金が合理的に算出されていなかった原因は、退職金支給規程の理解が十分でなかったことによるものです。

団体に対して、これを改めるよう指導を行い、担当税理士と協議し、今後は、退職金支給規程第5条に規定された「基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じた金額」を期末要支給額として算出することとし、令和5年度12月第3四半期決算にて貸借対照表及び損益計算書に修正を行い適正に処理された旨の報告を受け、その内容を確認しました。